

地方自治法

発令 : 昭和22年4月17日法律第67号

最終改正 : 平成29年6月23日号外法律第74号

改正内容 : 平成29年6月23日号外法律第74号[平成29年6月23日]

(分担金)

第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。